

入札条件書（電子入札システム用）

大台町発注の物件の買入れ等の指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は次のことを入札条件とするので遵守しなければなりません。

1 落札者の決定

（１）落札候補者の決定にあつては、大台町会計規則（平成 27 年大台町規則第 36 号）（以下「規則」という。）第 172 条に基づき作成された予定価格以下であつて、最低価格の入札者としてします。

（２）ただし、落札者となるべき同額の入札をした者が 2 以上あるときは、即時に電子入札システムを用いて行う電子くじにより落札者を決定します。

（３）契約において、落札者が契約を締結するまでに、大台町から指名（資格）停止を受けた場合は契約を締結しないことがあります。

また、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留し又は契約の締結を保留します。

ア 資格（指名）停止措置要領の「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

イ 資格（指名）停止措置要領の「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合

ウ 資格（指名）停止措置要領の「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

（４）本項（２）、（３）により落札決定を保留し、又は仮契約若しくは契約を解除または締結しない場合、町は一切の損害賠償を負いません。

2 暴力団等排除措置要綱等による契約の解除

契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

（１）その責に帰すべき理由により、納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと認められるとき。

（２）物品の納入検査の結果、物品の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物品を納入することができないと契約締結権者が認めたとき。

（３）前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（４）この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと契約締結権者が認めたとき。

（５）大台町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 27 年大台町告示第 5 号。以下「暴力団等排除要綱」という。）第 3 条に規定する通報又は同要綱第 4 条に規定する確認により、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

① 契約の相手方又は役員等（暴力団等排除要綱第 2 条に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（同要綱第 2 条に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）、暴力団関係者（同要綱第 2 条に規定する暴力団関係者をい

う。）、又は暴力団関係法人等（同要綱第2条に規定する暴力団関係法人等をいう。）（以下これらを「暴力団等」という。）であると認められるとき。

② 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 契約の相手方又は役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又はその威力を利用するなどしたと認められるとき。

④ 契約の相手方又は役員等が、暴力団等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 契約の相手方又は役員等が、暴力団等と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係（暴力団等排除要綱別表第1に規定する密接な関係及び同要綱別表第1に規定する社会的に非難されるべき関係をいう。以下この項において同じ。）を有していると認められるとき。

⑥ 契約の相手方又は役員等が、暴力団等、又は暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等と知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。

⑦ 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の受注者の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。

⑧ 契約の相手方が、大台町の発注する物件関係の契約を履行するに当たり、大台町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用又は再委託したとき。

また、契約の相手方が、大台町の発注する物件関係の契約を履行するに当たり、大台町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に掲げるいずれかに該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。）として使用又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に契約締結権者が契約の相手方に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

⑨ 契約の相手方が、大台町の発注する物件関係の契約を履行するに当たり、大台町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に掲げるいずれかに該当する同要綱別表第2に基づく資材会社等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第2に基づく施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。

また、契約の相手方又は下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。）が、大台町の発注する物件関係の契約を履行するに当たり、大台町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に掲げるいずれかに該当する同要綱別表第2に基づく資材会社等から資材を購入し、又は同要綱別表第2に基づく施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に契約締結権者が契約の相手方に対し又は契約の相手方を通じて当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

⑩ 契約の相手方が、大台町の発注する物件関係の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは契約締結権者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

3 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

契約締結権者は契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ③ 契約事務担当所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

4 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札書に記載する金額は当該10%に相当する額を除いた金額としてください。

5 入札保証金

指名通知書記載のとおりとします。

6 契約保証金

（1）契約金額の100分の10以上

ただし、規則第195条の第2項により以下を持って、契約保証金の納付に代えることができます。

- ① 政府の保証のある債券
- ② 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手若しくは手形
- ③ 町長が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券
- ④ 町長が確実と認める金融機関等の保証又は保証事業会社の保証
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、町長が確実と認める債権

また、規則第196条第1項により以下に該当する場合は契約保証金の納付を免除します。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結したとき。
- ③ 契約の相手方が過去三年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であつて、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ④ 契約の相手方があらかじめ町長の承認を得て、確実な担保の提供をしたとき。
- ⑤ 物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払い代金を即納したとき。
- ⑥ 契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ⑦ その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。

（２）規則第 196 号条第 1 項第 6 号に基づき契約金額 500 万円未満の物件については契約保証金を免除します。

7 予定価格の設定

予定価格は事後公表とし、入札結果により公表します。

8 無効及び失格の要件

（１）次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者が参加したとき。
- ② 入札者又は他の者が他人の入札の代理をしたとき。
- ③ 入札に対して談合等の不正行為があったとき。
- ④ 入札保証金の額が規則第 170 号第 1 項に規定する額に満たないとき。
- ⑤ 定刻までに入札書を提出しないとき。
- ⑥ 誤字脱字等により意志表示が不明な入札したとき。
- ⑦ 電子入札システムによる入札においては、記名又は押印に相当する電磁的記録付されていない入札
- ⑧ 電子証明書の不正な使用があった入札
- ⑨ その他契約担当者が予め指示した事項及び入札条件に違反したとき。

（２）次の各号の一に該当するときは、その者の入札を失格とします。

適正な入札の執行を妨げたとき。

9 入札方法

【共通事項】

- （１）入札回数は 1 回とします。
- （２）入札書様式は大台町指定のものとします。
- （３）入札書の宛名は大台町長とします。

【電子入札システムによる場合】

- （１）入札書は電子入札システムを利用し、任意のくじ番号を入力して提出してください。
- （２）電子入札システムを利用して資料を提出する際の電子ファイルの容量は、3 MB を上限とします。容量が不足するときは、町の指示する方法によります。
- （３）電子ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、ZIP 形式に限り、自己解凍方式（EXE 形式）は認めません。

【紙入札の場合】

大台町電子入札等実施要綱第 18 条の規定により、書面により入札書を提出するときは、様式第 5 号「紙入札方式参加承認申請書（物件用）」を提出し、承認を受けなければなりません。

- （１）提出方法：E-mail、FAX 又は直接持参することにより提出してください。
ただし、E-mail または FAX の場合は送信した旨の電話連絡を必ずしてください。
- （２）提出先：〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地 大台町総務課総務係
FAX：0598-82-1618 E-mail：odai-keiyaku@odaitown.jp

（３）提出期限：開札日の 6 営業日前の午後 5 時までとします。

この申請の承認の可否の連絡は、受付後 2 営業日以内（土日・祝日を除く。）に送信元の

E-mail アドレスまたは紙入札方式参加承認申請書に記載された FAX 番号に返送することにより行うものとします。

電子入札システムの利用者登録を完了している者が、電子機器の故障等の不測の事態が生じたことにより電子入札システムを使用できなくなり、提出期限までに紙入札方式参加承認申請書を提出できないときは、速やかに総務課総務係に申し出てください。

（４）紙入札を承認された入札参加者等は、次のとおり入札書を提出してください。

- ① 入札書は大台町会計規則様式 63 号の 4「入札書（電子入札 役務・物品用）」を用い、任意のくじ番号を記載してください。
- ② 郵送先：〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地 大台町総務課総務係行
- ③ 郵送期限：開札日の 1 営業日前までに郵送先の大台町総務課総務係に必着とします。
- ④ 郵送方法：一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送してください。

※複数の案件に入札する場合、入札書は案件毎に送付してください。

（５）封筒には、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記してください。

（６）入札者本人の住所、氏名（法人にあっては法人の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され使用印鑑届で届出している印鑑の押印のある入札書により入札する場合には委任状を必要としません。

（７）代理人が代理人名義で入札する場合には、委任状を同封して、提出してください。なお、この場合の入札書は入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して代理人の氏名を記載して押印してください。

（８）入札書を入れる封筒の例は次のとおりとします。但し同様の内容であれば詳細については問いません。

大 台 町 長 様 入札物件名 履行場所 入札書在中 令和 年 月 日	〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地 大台町役場 総務課 総務係 行 住所 会社名 代表者
---	--

※裏面は入札参加資格申請の使用印鑑届で届出た印鑑にて封印すること

10 仕様書に関する質問

（１）質問がある場合は、入札会の 4 営業日前の午後 5 時までに、総務課総務係宛に提出してください。提出は持参・FAXを問いません。ただし、FAXの場合は送信した旨の電話連絡をしてください。なお、電子入札システムによる質問受付は行っていないので、書面にて質問書を提出してください。

（２）回答は、質問受付日を含め、原則 2 営業日以内に、大台町HP「入札・契約」ペ

ージ内「指名競争入札の仕様書」に掲示をすることにより回答します。

- (3) 質問書の記載内容について、問合せをする場合があります。
- (4) 質問書の様式は、大台町HP「入札・契約」ページ内「入札契約関係の様式」からダウンロードしてください。
- (5) 各工事の積算担当部署への書面の提出及び口頭による質問については遠慮願います。なお、口頭による質問があった場合には、日時、業者名及び内容について、各積算担当部署において記録を行います。一定の回数に達した場合や最低制限価格及び積算価格そのものを聞く内容など悪質な場合については、指名停止措置などの対応を行いますので十分注意してください。

11 議会の議決案件

予定価格が 700 万円以上の財産の取得を行う場合は、大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年大台町条例第 46 号）に基づく大台町議会の議決を要しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、大台町議会の議決を得たあとに本契約を締結します。

なお、該当する場合は、指名通知書にその旨記載します。

12 その他

- (1) 入札参加者が一人だけで他が全部不参加の場合又は風水害等の特別な事情がある場合は入札会を中止する場合があります。
- (2) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがあります。
- (3) 入札を希望しない場合には参加しないことができます。その場合は入札日前日までに別に定める入札辞退届を電子入札システムまたは書面にて総務課宛提出して下さい。入札辞退届は、大台町HP「入札・契約」ページ内「入札関係の様式」よりダウンロードしてください。
- (4) 指名業者が電子入札システムを利用できないときは、別途書面により行います。仕様書は大台町HP「入札・契約」ページ内入札情報システムで公開します。なお、特別な事情がある場合は、大台町HP「入札・契約」ページ内「指名競争入札の仕様書」で公開します。
- (5) 入札前に指名業者は公表しません。
- (6) 入札書及び同等品承認申請書（同等品を認めている場合に限る）については、指定する場合は、指名通知書とともに同封しますので、その様式を使用してください。指定がない場合は、別に定める大台町HP「入札・契約」ページ内「入札関係の様式」よりダウンロードしてください。
- (7) 開札の立ち会いを希望する場合は、必ず開札日の2営業日前の午後5時までに総務課まで申し出てください。
- (8) 前各項に定める条件のほか、必要事項は大台町会計規則、大台町電子入札等実施要綱により取り扱うものとします。